

令和 2 年 4 月 2 4 日

文化庁長官

宮 田 亮 平 殿

文化審議会会長

佐 藤 信

授業目的公衆送信補償金の額（令和 2 年度）の認可について（答申）

令和 2 年 4 月 20 日付け令和 2 年諮問第 27 号で諮問のあった授業目的公衆送信補償金の額（令和 2 年度）の認可について、令和 2 年 4 月 20 日から 22 日にかけて著作権分科会使用料部会で審議を行い、その結果を受けて 4 月 22 日から 24 日にかけて著作権分科会で審議を行った結果、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による緊急性及び重大性に配慮した、権利者団体により構成される指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）（以下「協会」という。）の意思に基づくものであることなどの諸般の事情に鑑み、令和 2 年度に限り特例的に無償とする申請案のとおり、認可することが相当であるとの結論を得ました。

なお、有償の補償金による本格的な制度運用を令和 3 年度当初から開始するため、令和 2 年夏頃を目途に協会より別途認可申請が行われるべきと考えていることを申し添えます。

以上